

国産農産物消費拡大事業実施要領

制定 平成 30 年 3 月 28 日 29 食産第 5665 号
農林水産省食料産業局長通知
一部改正 平成 31 年 3 月 29 日 30 食産第 5162 号

第 1 目的

国産農産物消費拡大対策事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 食産第 5516 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表の事業の種類の欄の国産農産物消費拡大事業（以下「本事業」という。）は、実施要綱及び国産農産物消費拡大対策事業補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 食産第 5517 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第 2 事業実施主体等

実施要綱別表の事業実施主体の欄における食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

- 1 民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合等をいう。以下同じ。）
- 2 法人格を有さない団体のうち食料産業局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）であり、次に掲げる要件を全て満たすもの。

なお、特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第 5 の 1 の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式 1 とともに食料産業局長に提出し、その承認を受けるものとする。

- （1）構成する全ての団体の同意を得た規約書、構成する全ての団体が交わした協定書又は構成する全ての団体間での契約締結書等をあらかじめ作成していること。
 - （2）代表者の定めがあること。
 - （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程を作成していること。
 - （4）事業計画、収支予算書等が総会等において承認されていること。
- 3 民間団体等及び特認団体を構成員とする協議会（事業化共同体（コンソーシアム）を含む。）であり、次に掲げる要件を全て満たすもの。

なお、協議会が事業実施主体となる場合、地方公共団体がその構成員となることを妨げない。

- （1）構成する全ての団体の同意を得た規約書、構成する全ての団体が交わした協定書又は構成する全ての団体間での契約締結書等をあらかじめ作成していること。
- （2）代表者の定めがあること。
- （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程を作成していること。
- （4）事業計画、収支予算書等が総会等において承認されていること。

第3 事業の内容等

1 食の魅力発掘による消費拡大のための国民運動推進事業

(1) 推進企画

ア 国産農林水産物の消費拡大や消費者と生産者の絆を深めるため、民間事業者、団体等と連携し消費者と生産者等が交流できる体験・ふれあい型の大型イベントの開催に向けた総合企画・制作進行管理、来場を促すためのWEBサイトの作成、来場者向けのリーフレット（多言語対応）の作成等を行う。

イ 本大型イベントの場所は来訪者や情報発信力の見込まれる首都圏の大消費地とし、2日間程度開催実施する。なお、来場者数の目標は10万人規模とする。

ウ 各種調整、報告書の作成等を行う。ただし、報告書には来場者及び出展者向けアンケートやヒアリング、来場者に対する事後アンケート等の結果等を記載するものとする。アンケート内容は、国産農林水産物・食品等の購入に対する意識の向上、消費行動の変化等を図ることができるものとする。

（補助対象経費）

イベント開催総合企画費、開催告知費（謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、人件費（補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき算定した経費。以下同じ。）、賃金、翻訳費、WEB作成費、報告書作成費等）

(2) 体験・展示企画実施

会場を複数のテーマ別に分け、民間事業者、団体、都道府県等との連携企画、親子で楽しめる体験型スペースの設置、国等の公的機関が実施する施策の紹介、(3)のシンポジウムコンテストと連携したステージや消費者との交流企画等を実施する。

ただし、民間企業・消費者・国が一体となって国産農林水産物の消費拡大を推進する国民運動「フード・アクション・ニッポン」と連携して展示等を行うこととする。

（補助対象経費）

展示等企画・運営費、体験型スペースの企画・運営費、ステージ企画・運営費（謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、人件費、賃金、企画費、レンタル費、会場借料、借上運搬費、撮影費等）

(3) シンポジウムコンテスト実施

食や農林漁業の次世代を担う若い世代の関心を高めるため、食や農林漁業に関わる活動、地元の食材・食文化の魅力を活かした取組等を表彰する学生参加型のコンテストを効果的にアピールできるよう実施方法を工夫して開催する。

（補助対象経費）

開催募集費、審査会費、表彰式開催費（謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、人件費、賃金、会場借料、賞状作成費等）

2 地域の食の絆強化推進運動事業

(1) コーディネーター育成研修会

学校等の施設給食での地場産農林水産物の利用拡大をはじめとした地産地消の取組を促進するため、専門的知見を持つ人材（以下「コーディネーター」という。）を育成するための研修会を行う。

(補助対象経費)

研修内容の検討費、研修会の開催費（謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、人件費、ワークショップ開催費、会場借料、貸切バスの借料等）

(2) コーディネーター派遣

地域における学校等の施設給食へ地場産食材を安定的に供給するためのシステムの構築を支援するため、コーディネーターの派遣を行う。

(補助対象経費)

コーディネーターの派遣に係る経費（謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、人件費等）

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成31年度とする。

第5 採択基準等

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の確実な遂行が見込まれるものであること。
- 2 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- 3 事業実施主体が、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- 4 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- 5 同一提案内容で本事業以外の農林水産省又は他の省庁の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

第6 事業の成果目標

- 1 第3の1の事業について、事業実施主体は、消費者と生産者等が交流できる体験・ふれあい型の大型イベントの開催を通じて、国産農林水産物・食品の消費拡大に貢献していることを検証できる成果目標を設定することとする。
- 2 第3の2の事業について、事業実施主体は、地産地消の推進を通じて国産農林水産物・食品の消費拡大に貢献していることを検証できる成果目標を設定することとする。

第7 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、食料産業局長に提出して、その承認を申請するものとする。

ただし、事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、食料産業局長は、事業実施主体に対し、第5の採択基準について、必要に応じ追加の資料の提出を求めることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表の国産農産物消費拡大事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添「第2 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより食料産業局長の承認を得るものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は、委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

なお、別記様式2に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料等と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

第8 事業実施状況等の報告及び指導

1 事業実施状況等の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、別記様式2により事業実施結果に係る報告書を作成し、食料産業局長に提出するものとする。ただし、交付要綱第13の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、食料産業局長は、必要に応じ、事業実施年度の途中、事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができる。

2 事業成果の報告

事業実施主体は、事業終了年度の翌年度の6月末日までに別記様式3により事業成果状況に係る報告書を作成し、食料産業局長に報告するものとする。

3 指導

- (1) 食料産業局長は、1の事業実施状況報告書の内容を確認し、事業の成果目標の達成が困難と認める場合には、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。
- (2) 食料産業局長は、2の事業成果状況報告書により事業成果を確認し、事業実施計画に掲げた事業目標が達成されていないと認める場合には、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。
- (3) 食料産業局長は、1、2、3の(1)及び(2)のほか、事業実施主体に対し、この事業に関し必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。

第9 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末までに正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。

ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第10 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守するものとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に、次の条件を遵守するものとする。

- （１）本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく食料産業局長に報告すること。
- （２）国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- （３）当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- （４）本事業期間中及び本事業終了後５年間に於いて、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に食料産業局長と協議して承諾を得ること。

なお、事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

第 11 収益納付

- 1 事業実施主体は、本事業に係る事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる場合には、実施要綱第 8 の規定に基づき、別記様式 4 により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して 3 年間、報告に係る年度の翌年度の 6 月末日までに食料産業局長に報告するものとする。

なお、食料産業局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができることとする。

- 2 食料産業局長は、1 の報告書に基づき、事業実施主体が相当の収益を得たと認められる場合には、会計年度の収益額に、事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た率を乗じた金額について、事業実施主体に納付を命じることとする。
- 3 収益を納付すべき期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して 3 年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

なお、食料産業局長は、特に必要と認められる場合にあっては、納付を求める期間を延長することができることとする。

第 12 留意事項

- 1 第 3 の 1 の事業実施主体は、消費者と生産者等が交流できる体験・ふれあい型の大型イベントでは集客力・発信力が高まるよう、関係省庁、関連事業者、関連団体等と

効果的に連携を図るものとする。また、第3の2の事業実施主体は、地方農政局等及び都道府県担当部局と研修会の開催内容等について情報共有するなど、連携を図るものとする。

2 事業実施主体が本事業で制作したコンテンツ等については、農林水産省からその提供を求められた場合には協力すること。

3 事業実施主体は、本事業の実施により知り得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

附 則

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

2 食文化発信による海外需要フロンティア開拓加速化対策事業実施要領（平成28年4月1日付け27食産第5787号農林水産省食料産業局長通知）、食生活ルネサンスによる消費拡大対策事業実施要領（平成28年4月1日付け27食産第5741号農林水産省食料産業局長通知）、食のサービス産業イノベーション推進対策事業実施要領（平成28年4月1日付け27食産第5752号農林水産省食料産業局長通知）、国産農林水産物・食品への理解増進事業実施要領（平成28年10月11日付け28食産第2757号農林水産省食料産業局長通知）及び地域の魅力再発見食育推進事業実施要領（平成29年3月31日付け28食産第6136号農林水産省食料産業局長通知）は廃止する。

3 2による廃止前の要領により平成29年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式 1（第 2 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

特認団体承認申請書

- 1 事業名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（〇月～〇月）

7 構成員

名称	所在地	代表者 氏 名	大企業・中 小企業の別	従業員数	資本金	年 間 販売額	主要事業	備 考

（注）生産者団体等については、これに準じた様式とすること。

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
- 11 添付書類
 - （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - （3）その他参考資料

別記様式 2（第 7 の 1 及び第 8 の 1 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年度国産農産物消費拡大事業実施計画の承認（変更、中止、廃止の承認）申請について（注 1）

国産農産物消費拡大対策事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 食産第 5516 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1（注 2）の規定に基づき、関係書類（注 3）を添えて、承認（変更、中止、廃止の承認）を申請する。

（変更理由）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（注 4）

（中止、廃止の理由）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（注 5）

（注 1）事業実施結果報告書として本様式を使用する場合には、件名を「平成〇〇年度国産農産物消費拡大事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添には実績を記載すること。

（注 2）変更、中止、廃止の承認申請の場合は、「第 5 の 2」とする。

（注 3）関係書類として別添を添付すること。

（注 4）変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

（注 5）中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

(別添)

第 1 事業実施主体の概要等

1 団体概要		
※ 1 責任体制が把握できるように記載すること。		
※ 2 補助事業を実施できる能力、補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。		
事業担 当者 名 及 び 連 絡 先	団体名	
	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	FAX 番号
	メールアドレス	URL
2 事業の実施体制		
※ 事業に関する者の全体像が把握できるように記載すること。		

第2 総括表

区分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		国庫補助金	事業実施主体		
	千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する 事業の内容 及びそれに 要する経費	
合計					

- (注) 1 区分欄は、交付要綱別表に掲げる経費を記載すること。
 2 備考欄には、区分欄に掲げる経費及び事業の委託欄に掲げる(2)の経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。
 3 備考欄は別葉とすることができる。

(添付資料)

- 1 謝金、賃金、手当については、その単価の根拠
- 2 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託契約書の案
- 3 他者に事業の一部を委託して行わせる場合であって委託先が決定している場合は、委託先の概要が分かる資料

第3 事業の目的

--

第4 事業の内容

取組内容	実施時期・回数	実施場所・対象者数	備考

第5 取組により期待される成果目標及び効果

※目標等は定量的に記載すること。
 (食の魅力発掘による消費拡大のための国民運動推進事業)
 ※来場者に対する事後アンケート(第3「事業の内容等」1(1)ウ)等によって、来場者がイベントを経験することによりどの程度国産農林水産物・食品等の購入に対する意識が向上したか、消費行動の変化につながるものとなったか定量的に把握できる成果目標とします。
 記載した目標の達成状況を定量的に把握できる検証方法を設定してください。
 ※上記目標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前中後に速やかに検証し、WEB(SNS)等で情報発信(速報値含む)する方法を具体的に記載してください。

(地域の食の絆強化推進運動事業)

※本事業を通じて、地域産品の消費拡大にどのように、どの程度貢献するかが明らかになるよう目標を設定してください。

※平成31年度までにコーディネーターを派遣した施設給食における地場産農林水産物の使用割合を〇%以上向上させる、といった目標を記載してください。

記載した目標の達成状況を定量的に確認できる成果指標を設定してください。

※上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後で比較し、検証する方法を記載してください。

第6 事業スケジュール等

時期	取組内容（事業の内容）

(注) 事業の開始から終了に至るまでの取組を時系列に沿って記載すること。

別記様式 3（第 8 の 2 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年度国産農産物消費拡大事業に係る事業成果状況報告書

平成〇〇年度に実施した事業に係る事業成果状況について、国産農産物消費拡大事業実施要領（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 食産第 5665 号農林水産省食料産業局長通知）第 8 の 2 に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業実施主体名：
所在地：
担当者名及び役職：
電話番号：
メールアドレス：
- 2 事業計画に定めた成果目標及びその達成状況
- 3 評価 A（目標を上回る進捗）、B（目標値どおりの進捗）、C（目標値を下回る進捗）
- 4 所見（より効果を高めるための改善点等）

（注）関係書類として、事業実施概要の分かる資料、アンケート調査結果等を添付すること。

別記様式 4（第 11 の 1 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年度国産農産物消費拡大事業収益状況報告書

〇年〇月〇日付け〇第〇号をもって補助金の交付決定の通知があった国産農産物消費
拡大事業に関する平成〇〇年度の収益の状況について、国産農産物消費拡大事業実施要
領（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 食産第 5665 号農林水産省食料産業局長通知）第 11 の
1 の規定に基づき、別添のとおり報告します。

（別添）

- 1 事業の内容
- 2 補助事業の実施により得られた収益の累計額 〇〇〇円
- 3 上に要する費用の総額 〇〇〇円
- 4 補助金の確定額 〇年〇月〇日付け〇第〇号確定 〇〇〇円
- 5 前年度までの収益納付額 〇〇〇円
- 6 本年度収益納付額 〇〇〇円

(算定根拠)

（注）収益計画書等を添付すること。